

インドネシア国立ウダヤナ大学における 国際栄養フィールドワーク概要

概要

インドネシア共和国は、世界最多の島嶼を有する国であり、全ての島に異なる文化があると言われる程、それぞれの地域が特色豊かな生活を送っている。また、2007年に4,330億ドルであったGDPが2013年には8,696億ドルと2倍に増加し（外務省、2015年2月13日閲覧）、ASEAN諸国の中でも近年特に経済発展が著しい国である。しかし、その経済発展は、貧富の差を生み、世界的に大きな問題となっているdouble burden of health（健康の二重苦）に人々を晒す事となった。富裕層では、生活習慣の大きな変化により、摂取栄養バランスと消費エネルギー出納の不均衡から起こる肥満や2型糖尿病、高血圧などの生活習慣病が大きな問題となり、他方では低栄養や感染症が等しく問題となっている。特に本研修を実施するバリ島は多くの住民がバリヒンズーを信仰し、カースト制度により貧困層から抜け出す事が困難とされ、農村部や漁村部で自給自足を生業とする他の地域の貧困層とは異なり、自給自足が困難な都市部にこそ貧困層が多い事がわかっている（インドネシア統計局、2015年2月13日閲覧）。現在、地球規模で問題となっている生活習慣病と低栄養並びに感染症を同時に抱えるバリ島での学生研修は、国際栄養の研修地として最も適した場所であると考えている。また、バリ島はインドネシアの中でも比較的治安がよく日本領事館や高い医療技術を有する大学病院などもあり安全面でも学生研修に適している。

研修では実際にフィールド調査として、研修受け入れ先の研究者と共同でそれぞれの地域保健所や病院でアンケート調査や栄養摂取状況等のデータを取り、結果を解析し地域住民に還元する事で、実践的な能力を身に付ける事を目的とし、高いスキルを身に付けた栄養に関する高度な専門的職業人の養成を目指す。

研修内容

渡航前研修として、本学英語専門教員による実践英会話に加え、担当教員による渡航前教育を行う。本プログラムは約2週間と滞在期間が限られている事から、①栄養評価法について②インドネシアの保健医療政策について③調査法についての講義を受講し、それぞれ渡航前に2名程のグループで研究テーマを選択し、テーマ別に研修を行う。研修地が病院、高齢者施設、児童養護施設、農村部の保健所等多岐に渡る事から、A型肝炎の予防接種を推奨し、また、乳幼児期に麻しんに罹患していない者に対しては、麻しんの予防接種も推奨する。

現地での主要な研修先は本研修のインドネシア側カウンターパートの責任者であり、本学の客員教授でもあるProf. Suasutika MD.が大学長を務める、ウダヤナ大学医学部 Sanglah 病院並びに、Dr. Tuty MD.が病院長を務めるウダヤナ大学第2病院とする。ウダヤナ大学第2病院は、老年化病棟を主眼に設立された病院であり、ウダヤナ大学医学部 Sanglah 病

院と並ぶバリ島の二大教育病院の一つである。本フィールドワークにおける宿舎は、ウダヤナ大学が準備する宿舎施設とし、2010年に本学と締結したMOUに則り、滞在費、授業料、研修費は参加学生に課さない事を前提とする。研修地では、研修受け入れ先のスタッフや共同研究者と共同で、必要に応じてウダヤナ大学医学部並びに本学の倫理委員会の承認を得た後、参与観察やアンケート調査、栄養摂取状況調査などを実施し、得たデータを還元する方法を踏まえた現地研修を行う。なお、現地での直接指導は本学からの引率教員並びにウダヤナ大学医学部側から研修期間中のみの専属の教員が派遣され、研修並びに生活全般を担当する。

事後教育として、帰国後、研修先でそれぞれ得たデータを基に報告書を作成し、報告会を開催する。

予想される教育効果

インドネシア共和国バリ島での国際栄養研修は、生活習慣病の蔓延と感染症撲滅の難しさと言う世界の健康問題の主たるものを実際に経験し、解決策を得たデータより考察する事で、高い実務能力を備えた世界で活躍できる専門家育成の一助となると考える。また同時に、一つの島にしながら、多民族国家であり、イスラム教、ヒンズー教、仏教、キリスト教徒がお互いの文化を尊重しながら違いを理解する文化の融合の意識を体感でき、国際的に活躍する人材として必要な国際感覚が身に付くと考える。

教室利用状況表

前期 C406 (調理演習室-1)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2			健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	卒業論文 (健康スポーツ栄養学科)		
3		卒業論文 (健康スポーツ栄養学科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)			
4			専門演習 I (健康スポーツ栄養学科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		
5			卒業論文 (健康スポーツ栄養学科)	専門演習 I (健康スポーツ栄養学科)		
6						

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1			専門演習 II (健康スポーツ栄養学科)			
2						
3				卒業論文 (健康スポーツ栄養学科)		
4	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
5	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)					
6						

教室利用状況表

前期 C409 (スポーツ栄養実習室)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	運動生理学実習 (健康スポーツ栄養学科)					
2	運動生理学実習 (健康スポーツ栄養学科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)			
3			健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)			
4				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
5					健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6						

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2	運動生理学 I (健康スポーツ栄養学科)					
3	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)			機能運動論 (健康スポーツ栄養学科)		
4	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	運動生理学 I (健康スポーツ栄養学科)				
5			健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6			健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)			

教室利用状況表

前期 C506 (標本作成室)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2					健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
3						
4				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
5				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6						

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2						
3						
4				食品・臨床分析学演習 (健康栄養学研究科)		
5			健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	

教室利用状況表

前期 C508 (食品機能分析学実験室)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2					健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
3						
4				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
5				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6						

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2						
3						
4				食品・臨床分析学演習 (健康栄養学研究科)		
5			健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	

教室利用状況表

前期 C509 (栄養生理学実験室)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2					健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
3						
4				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
5				健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6						

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1						
2						
3						
4				食品・臨床分析学演習 (健康栄養学研究科)		
5			健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	
6		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)		健康栄養学特別総合研究 (健康栄養学研究科)	

教室利用状況表

前期 体育館アリーナ

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1		基礎トレーニング (社会福祉学科)	基礎トレーニング (健康スポーツ 栄養学科)		体育実技 (神戸女子短期大学)	運動・機能フィールドワーク (健康栄養学 研究科)
2	基礎トレーニング (看護学科)	基礎トレーニング (社会福祉学科)	基礎トレーニング (看護学科)	保育内容の指導法 C (神戸女子短期大学)	体育実技 (神戸女子短期大学)	運動・機能フィールドワーク (健康栄養学 研究科)
3	基礎トレーニング (健康スポーツ 栄養学科)	スポーツ実技 I-2 (健康福祉学部)	体育実技 (神戸女子短期大学)	体育実技 (神戸女子短期大学)	体育実技 (神戸女子短期大学)	
4			体育実技 (神戸女子短期大学)	学科特別演習 I (神戸女子短期大学)		
5				保育内容の指導法 C (神戸女子短期大学)		
6						

後期

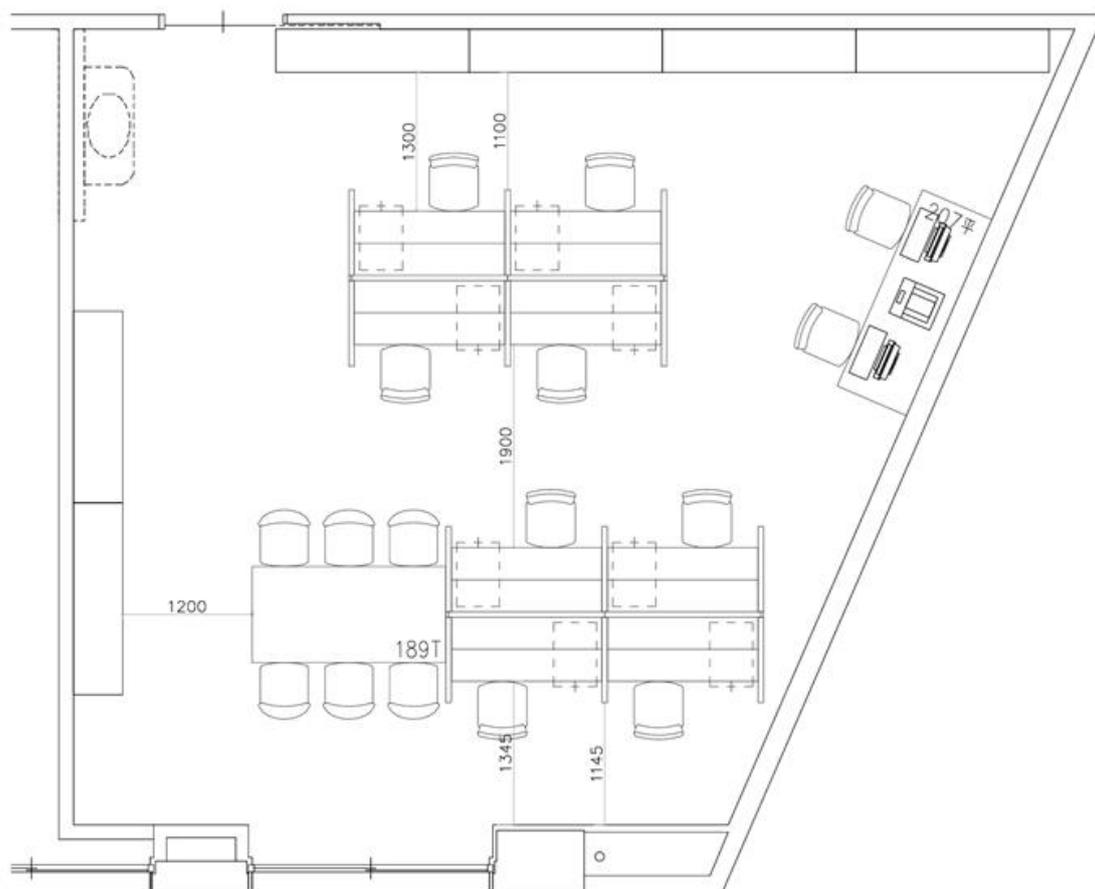
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	体育 (神戸女子短期大学)				体育実技 (神戸女子短期大学)	
2	体育 (神戸女子短期大学)	体育 (神戸女子短期大学)	スポーツ実技 I-3 (健康スポーツ 栄養学科)			
3		スポーツ実技 I-3 (健康福祉学部)				
4	身体運動実習 II (健康スポーツ 栄養学科)	スポーツ実技 I-1 (社会福祉学科・看護学科)		学科特別演習 II (神戸女子短期大学)		
5		体育 (神戸女子短期大学)				
6						

健康栄養学研究科 健康栄養学専攻（修士課程）の院生研究室

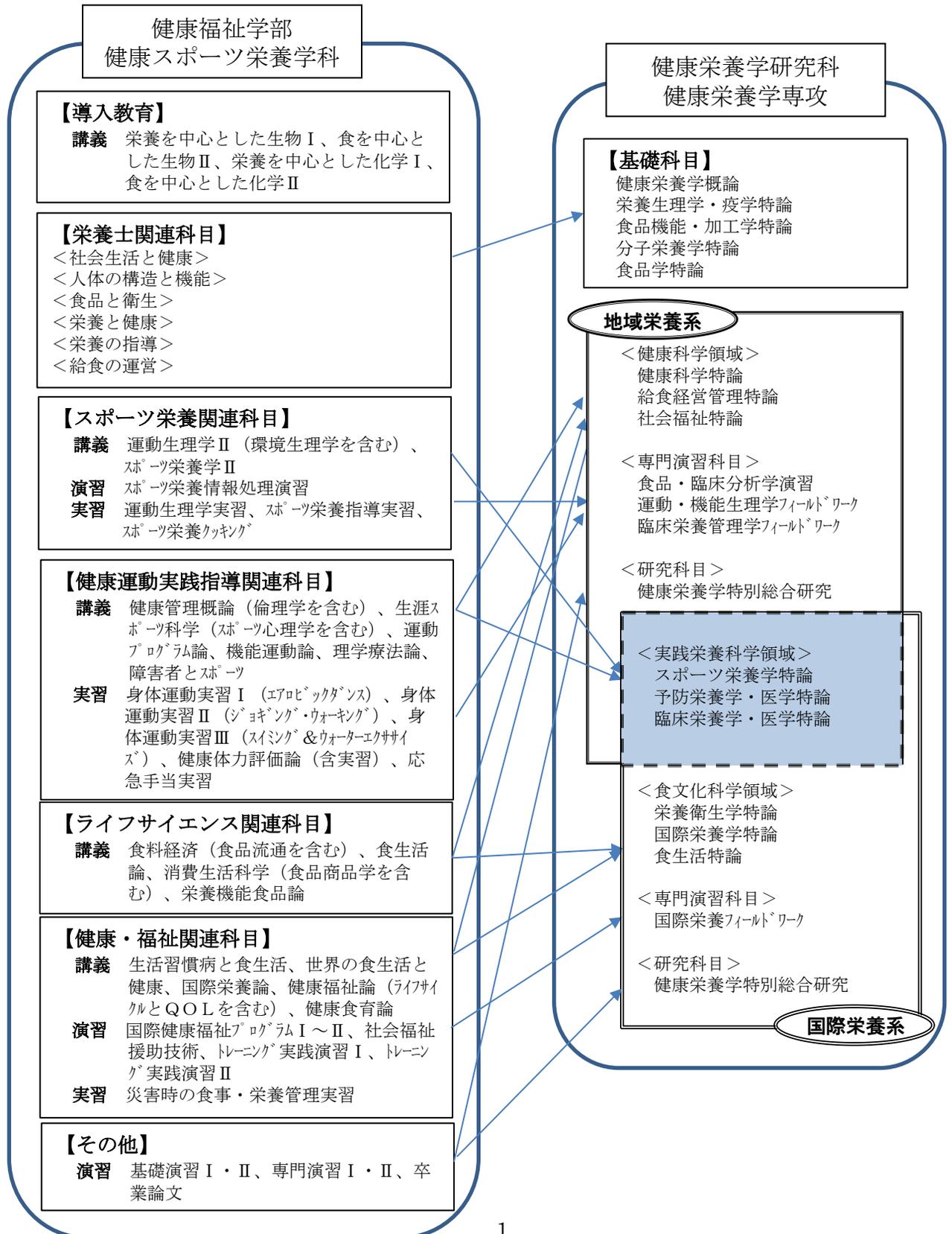
室 番	室 名	面 積	室 数	収容可能人員	専用・共用 の別
		(㎡)	(室)	(人)	
D202	大学院生研究室	62.16	1	8	専用

院生研究室の平面図

床面積：62.16㎡



健康栄養学研究科健康栄養学専攻 既設学部との関係図



神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大学院設置基準第十四条、および神戸女子大学大学院学則第21条の2の規定に基づき、修士課程及び大学院博士前期課程の学生のうち、特別の事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な学生に対して、3年または4年にわたって計画的に教育課程を履修する者（以下、「長期履修学生」と呼ぶ）に関して、必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 本学大学院に長期履修学生として申請できる者は、職業を有している者、または、家事、育児、介護等への従事などの理由により、履修や研究の時間が著しく制限されている者、および入学時においてその見込みである者に限る。

（長期履修の期間）

第3条 長期履修の期間は、3年または4年とする。年度途中での長期履修学生への登録は認めない。

第4条 在学生が、あらたに長期履修を希望する場合、長期履修の期間の最長は、標準修業年限の残余期間の2倍までとする。長期履修期間を終了したのち、なお在学している場合は、長期履修学生に関する取り扱いは適用されない。

（申請手順）

第5条 長期履修を希望する者は、出願時に長期履修学生登録申請書を提出するものとする。

- 2 在学生において、翌年度から長期履修を希望する者は、当該年度の1月末までに長期履修学生登録申請書を教務課に提出するものとする。

（許可）

第6条 長期履修学生の可否については、部局長会の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（履修登録の制限）

第7条 長期履修学生が1年間に履修登録することのできる単位の上限は、3年計画の者は20単位、4年計画の者は16単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、集中講義で行う授業科目、および研究指導は除く。

（履修期間の変更申請）

第8条 長期履修学生が、状況の変化により、履修期間の短縮が可能となった場合は、長期履修期間変更願いを、適用年度の前年度1月末までに、大学院教務課に提出しなければならない。長期履修期間変更願いは、在学中に1回しか提出できない。2 前項にかかる審査は当該研究科委員会が行い、学長が許可する。

第9条 既に長期履修を許可されている者が、長期履修の期間を延長することはできない。

第10条 長期履修学生が、その資格を喪失したときは、速やかにその旨を研究科長に申し出なければならない。

（授業料）

第11条 長期履修学生の授業料は別に定める。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関して必要な事項は、部局長会の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第13条 この規程の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度の入学生から適用する

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度の入学生から適用する

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。